

国際ジオシンセティックス学会日本支部規程
Japan Chapter of the International Geosynthetics Society (JCIGS)

1984年9月1日制定
2007年1月25日改正
2009年2月5日改正

1. 名称

- 1.1 国際ジオシンセティックス学会日本支部（以下支部という）と称する。支部の事務局は社団法人地盤工学会内におく。

2. 目的

- 2.1 国際ジオシンセティックス学会（以下学会という）に参加し、ジオシンセティックスに関する情報の収集と交換、技術の向上と発展をはかる。

3. 会員

- 3.1 会員は、個人会員、学生会員と特別会員により構成される。
3.2 個人会員、学生会員と特別会員は自動的に本部の学会員となる。
3.3 個人会員は、原則として地盤工学会の正会員、または特別会員の法人もしくは団体に所属するものとする。
3.4 会員は、学会および支部が刊行する会誌等の配布を受けるとともに、学会または支部の刊行物の入手および事業への参加について特典を有する。

4. 会費

- 4.1 年会費の額は総会によって決定する。
4.2 年会費は国際学会費と支部会費とを合わせたものとし、通貨は日本円とする。
4.3 会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
4.4 会費は当年4月末日までに納入する。
4.5 支部顧問については、会費の徴収を行わない。

5. 入会、脱退および退会

- 5.1 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申し込み書を学会事務局に提出する。入会の日付は事務局が会費の納入を確認した日とする。
5.2 会員は学会事務局に書面通知を届けることにより、いつでも脱退できる。
5.3 脱退は、通知に明記された日付または日付明記のない時は会費払込期間の終了時に発効する。
5.4 学会あるいは支部の目的や利害に反して行動する会員はそれを理由として幹事会の多数決により退会させることができる。また、会員は会費の不払いの理由で退会させることができる。
5.5 脱退または退会は、それが行われる年度に対する会費の支払い義務から当該会費を免除しない。

6. 役員

- 6.1 支部には次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	1名
幹事長	1名
副幹事長	2名
会計・幹事	1名
幹事	20名以内
監事	2名

6.2 役員を選出

- 6.2.1 支部長は別に定める選挙規定により全会員の投票によって選出する。
6.2.2 支部長を除く他の役員は、支部長が推薦し、通常総会で承認を得る。
幹事については公募で応募することができる。その場合は、幹事会で推薦し総会で承認を得る。
6.2.3 役員は、原則として就任した通常総会から次々期の通常総会までの2年間とする。但し、再任を妨げない。
6.2.4 補欠による役員は支部長が任命しその任期は前任者の残任期間とする。

6.3 役員はの任務

- 6.3.1 支部長は支部を総括し、この支部を代表する。
6.3.2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が職務に支障を生じたときには、その職務を代行する。
6.3.3 幹事長は幹事会を総括し、支部長、副支部長が職務に支障を生じたときには、その職務を代行する。
6.3.4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が職務に支障

を生じたときには、その職務を代行する。

- 6.3.5 役員全員で幹事会を組織し、支部の運営にあたる。また、この規定に定める事項以外の事項を決議することができる。

6.3.6 監事は、支部の会計を監査する。

6.4 支部に役員のほか、支部顧問をおくことができる。

支部顧問は幹事会で推薦し、通常総会で承認を得る。

7. 総会

7.1 総会の開催

7.1.1 通常総会は、各年一回定期的に開催する。開催時期は会計年度末日（12月31日）より2ヶ月以内とする。

7.1.2 臨時総会は、特別の案件を処理するため、支部長または幹事会が必要と認めるときに開催する。支部長または幹事会は通常または臨時総会につき、少なくとも1ヶ月前までに会員に事前通知を行わなければならない。

7.2 総会の機能

7.2.1 総会の議長は、支部長または幹事会で選出された幹事があたる。

7.2.2 次の事項は、通常総会に報告してその承認を受けなければならない。

- 1 事業報告および収支決算に関する事項
- 2 事業計画および収支予算に関する事項
- 3 その他、幹事会において必要と認められた事項

7.2.3 通常総会は前項1～3の他、次の事項を決議する。

- 1 役員承認
- 2 規定の変更

7.2.4 総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

7.2.5 議決権は、個人会員1票、特別会員は5票とする。

7.2.6 総会の議事は、規定の変更を除き出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7.2.7 規定変更の決議は、通常総会において出席者の4分の3以上をもって決する。

8. 委員会活動

8.1 学会および支部の活動を推進するため、委員会を設けることができる。

8.2 委員会の任務は幹事会で決める。

8.3 委員会の成果は会員に報告する。

8.4 国際連絡委員会を常設し、国際ジオシンセティックス学会との連絡にあたる。

8.5 (社)地盤工学会ジオシンセティックス工学委員会との連絡は幹事会が行う。

付則.1 本規定は2009年通常総会以降実施する。

付則.2 年会費は次の通りとする。

- 1 個人会員 8,000円
- 2 特別会員 240,000円
- 3 学生会員 1,000円

1月1日～10月31日までに入会した場合は、入会年度の会費を徴収する。11月1日以降に入会した場合は、当年度会費を免除する。

4月から社会人になる学生会員は、当年度は学生会員のままとする。

付則.3 IGS本部の規定の変更があった場合、かつ当支部の規定にない項目については、幹事会の決議によって運用することができる。

上記は内容に相違ないことをここに証明する

所在地 東京都文京区千石四丁目38番2号
(社)地盤工学会内

名称： 国際ジオシンセティックス学会 日本支部
代表者： 支部長 三木博史